

肺炎球菌予防接種の説明書

【公費負担による予防接種を受けられる対象の方】

- 1 市内に住所を有する方で、今年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方
- 2 市内に住所を有する60歳から64歳までの方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方（身体障害者手帳1級の内部機能障害に該当）

- ・上記の方は自己負担金 4,000円 で受けられます。
- ・ただし、次に該当する方は助成の対象になりません。
 - 過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方
 - 脾臓を摘出している方で、肺炎球菌予防接種に対して健康保険等の適用がある方
- ・対象者のうち、生活保護を受けている方は自己負担金が免除されます。必ず、生活保護受給証明書と個人番号カード、印鑑を持参の上、健康推進課又は各総合支所保健福祉課で免除証明書の交付を受けてから接種してください。
- ・予防接種を受けるときは、健康保険被保険者証や運転免許証など住所及び年齢が確認できる書類を医療機関に提示してください。2に該当する方は、身体障害者手帳（1級）又は医師の診断書（自己負担）を医療機関に提示してください。

【予防接種を受ける前に】

肺炎球菌予防接種について、説明書をよく読んで、よく理解した上で受けてください。

また、予診票に記入された内容は、接種を行う医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には、接種を受けるご本人が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

【予防接種の効果】

肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の25～40%を占め、特に高齢者での重篤化が問題になっています。肺炎球菌には約90種類以上の型があり、定期接種で使用される肺炎球菌ワクチンは、そのうち23種類の肺炎球菌に対してワクチンの効果があり、予防接種をすることにより、肺炎の予防や重症化を防ぐ効果が期待されています。接種を受けてから抗体（免疫）がつくまで、約3週間かかります。接種後は5年以上、効果が持続すると言われています。

【予防接種の副反応】

接種後に注射部位の腫れや、痛み、ときに軽い発熱や筋肉痛、頭痛等が見られることがあります。気になる症状や体調の変化があらわれたら、医師にご相談ください。

【他の予防接種との接種間隔について】

肺炎球菌予防接種前に生ワクチンを接種した場合は、接種した日の翌日から27日以上、不活化ワクチン（インフルエンザワクチン等）を接種した場合には、接種した日の翌日から6日以上の間隔が必要です。

【健康状態や体質によって予防接種を受けられない場合】

1 予防接種を受けることができない方

- (1) 明らかに発熱のある方（37.5℃以上）
- (2) 重篤な急性疾患に罹っている方
- (3) 肺炎球菌予防接種のワクチンに含まれる成分によって、アナフィラキシーを起こしたことが明らかかな方
- (4) その他、医師が不適当な状態と判断した場合

2 予防接種を受ける際、担当医師とよく相談しなくてはならない方

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患がある方
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱の見られた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある方
- (3) 過去にけいれんを起こしたことがある方
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- (5) 肺炎球菌予防接種のワクチンに含まれる成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方
- (6) 過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのある方

※ 5年以内に肺炎球菌ワクチンを接種している場合、再接種した際に副反応が強く出る場合があります。5年以上経過していれば再接種は可能ですが、任意（全額自己負担）での接種になります。

【予防接種を受けた後の一般的注意事項】

- 1 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐ連絡を取れるようにしておきましょう。
- 2 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。また、いつもどおりの生活をして構いませんが、飲酒、激しい運動は避けてください。
- 3 接種した部位が赤くなったり、腫れたり、痛んだり、軽い発熱などが起きることがあります。また、接種した部位の異常反応や体調の変化、更に高熱、けいれん等の異常な症状が生じた場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

【予防接種による健康被害の救済制度】

予防接種法に基づく定期の肺炎球菌予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了し、又は障害が治癒する期間まで支給されます。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

問合せ 石巻市健康部 健康推進課予防接種・健診グループ
電話 95-1111（内線2413）